

法務省刑制第15号(例規)

令和6年2月14日

検事総長 殿
検事長 殿
検事正 殿

法務省刑事局長 松下裕子
(公印省略)

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」の施行について(依命通達)

第211回国会において成立した「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第28号。以下「改正法」という。)は、令和5年5月17日に公布され、そのうち改正法附則第1条第1号から第3号までに掲げる規定は既に施行されているところですが(同日付け法務省刑制第49号当職依命通達及び同年11月8日付け法務省刑制第142号当職依命通達)、同条第4号に掲げる規定(犯罪被害者等の情報を保護するための法整備に関する規定)は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日(令和6年2月15日)から施行されることとなります。

つきましては、改正後の規定につき、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないように願います。

なお、同条第5号に掲げる規定(保釈等をされている被告人の監督者制度の創設に関する規定)は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から、同条第6号に掲げる規定(拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告を受けた者等に係る出国制限制度の創設に関する規定)は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から、同条各号に掲げる規定以外の規定(位置測定端末により保釈されている被告人の位置情報を取得する制度の創設に関する規定)は公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行することとされており、これらの施行期日は、別途、政令で定められることとなります。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

裁判実務上、逮捕状における「被疑事実の要旨」や起訴状における「公訴事実」等には犯罪被害者等の氏名等の情報を記載することが原則とされており、従来、逮捕状の呈示や起訴状の謄本の送達を通じて、当該情報が被疑者又は被告人に知られ得ることとなっていた。

そのため、これらを通じて当該情報を知った被疑者又は被告人が、当該情報をインターネット上に掲載し、これにより犯罪被害者等の名誉等が著しく害され、あるいは、当該情報により犯罪被害者等を特定し、報復のため、その身体に対する加害行為等を行うなどのおそれがある場合があり、更には、捜査機関が、これらの点について不安を抱く犯罪被害者等から必要な協力を得ることができず、公訴の提起を断念せざるを得ないなどの事態が生じていた。

この点に関して、従来、例えば、起訴状における「公訴事実」に、その氏名に代えて旧姓を記載するなどの運用上の措置がとられることもあったが、こうした措置は、前記の裁判実務の下においては、再被害のおそれが高い場合に限って例外的に認められるにすぎなかった上、具体的にどのような場合に認められるのかについては、裁判所の解釈に基づく個別の判断に委ねられていた。

そこで、再被害のおそれが高い場合に限らず、犯罪被害者等の名誉等が著しく害され、又はその身体に対する加害行為等がなされるおそれがある場合に、捜査段階から公判終了後の段階に至るまで、一貫して犯罪被害者等の情報を保護できるようにするとともに、その情報を保護することができる場合について、裁判所の解釈に基づく個別の判断に委ねるのではなく、被疑者又は被告人の防御権に対する配慮も含めて法律で明確に規定し、安定した運用を実現するため、所要の法整備が行われた。

なお、これらの法整備は、従来とられてきた運用上の措置を否定する趣旨ではなく、もとより、法整備後も、必要な運用上の措置は行い得るものと解される。

2 改正の概要

(1) 逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置

ア 改正後の刑事訴訟法第201条の2において、

- 検察官又は司法警察員は、「必要と認めるとき」は、逮捕状の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、同条第1項第1号又は第2号に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他の個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）の記載が

ない「逮捕状に代わるもの」の交付を請求することができる（同項）

- 裁判官は、当該請求を受けた場合において、逮捕状を発付するときは、原則として、その発付と同時に、被疑者に示すものとして、「逮捕状に代わるもの」を交付するものとする（同条第2項）
- 「逮捕状に代わるもの」の交付があった場合には、逮捕状による逮捕に当たり、被疑者に対し、逮捕状ではなく、「逮捕状に代わるもの」を示すことができる（同条第3項）

などの規定が整備された。

イ 同条第1項第1号においては、同号イからハまでに掲げる事件の被害者が秘匿措置の対象とされている。

このうち、同号イ及びロには、いわゆる性犯罪に係る事件の罰条が掲げられており、これらの罰条に係る事件の被害者は、個別具体的な事実関係を問うことなく、秘匿措置の対象となる。

また、同号ハには、同号イ及びロに掲げる事件以外の事件であって、犯行の態様、被害の状況その他の事情により、被害者の個人特定事項が被疑者に知られることにより、被害者等の名誉等が著しく害されるおそれ又は被害者若しくはその親族に対して加害行為等がなされるおそれがあると認められる事件が掲げられている。

同項第2号においては、同項第1号に掲げる被害者のほか、個人特定事項が被疑者に知られることにより、その者の名誉等が著しく害されるおそれ又はその者若しくはその親族に対して加害行為等がなされるおそれがあると認められる者が、秘匿措置の対象とされている。

ウ 「逮捕状に代わるもの」の交付の請求に係る「被疑事実の要旨」は、他の犯罪事実との識別ができるものでなければならず、その識別ができない場合には、当該請求が却下され得る。このことは、後記(2)の被疑者の勾留手続等における個人特定事項の秘匿措置の請求に係る「被疑事実の要旨」についても同様である。

逮捕手続における個人特定事項の秘匿措置の請求を受けた裁判官は、当該請求に係る者が同号又は同項第2号に掲げる者に該当しないことが明らかなきに限り、当該請求を却下することができ（同条第2項ただし書）、例えば、「必要と認めるとき」に該当しないことを理由として当該請求を却下することはできない。このことは、後記(2)の被疑者の勾留手続等における個人特定事項の秘匿措置についても同様である。

(2) 被疑者の勾留手続等における個人特定事項の秘匿措置

改正後の刑事訴訟法第207条の2等において、

- 検察官は、必要と認めるときは、勾留の請求と同時に、裁判官に対し、
 - ・ 勾留質問において、被疑者に「被疑事件を告げ」るに当たっては、同法第201条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者の個人特定事項を明らかにしない方法によること及び
 - ・ 被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない「勾留状に代わるもの」を交付することを請求することができる（同法第207条の2第1項）
- 裁判官は、当該請求を受けた場合、原則として、
 - ・ 勾留質問において、被疑者に「被疑事件を告げ」るに当たっては、当該個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに
 - ・ 勾留状を発付するときは、その発付と同時に、被疑者に示すものとして、「勾留状に代わるもの」を交付するものとする（同条第2項）
- 裁判官は、被疑者の勾留手続における個人特定事項の秘匿措置をとった場合において、当該措置により被疑者の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるとき等においては、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない（同法第207条の3第1項）などの規定が整備された。

これらの規定は、被疑者の鑑定留置手続について準用され（同法第224条第3項）、当該手続においても、被疑者に示すものとして、「鑑定留置状に代わるもの」を交付するなど、個人特定事項の秘匿措置をとることができることとされた。

(3) 起訴状等における個人特定事項の秘匿措置

ア 改正後の刑事訴訟法第271条の2等において、

- 検察官は、必要と認めるときは、公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに、被告人に送達するものとして、起訴状の謄本ではなく、同条第1項第1号又は第2号に掲げる者の個人特定事項の記載がない「起訴状抄本等」を提出することにより、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる（同項及び同条第2項）

- 裁判所は、「起訴状抄本等」の提出があった場合、被告人に対し、起訴状の謄本ではなく、「起訴状抄本等」を送達しなければならない（同条第4項）
- 検察官は、被告人に送達するものとして、「起訴状抄本等」を提出するときは、
 - ・ 原則として、裁判所に対し、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出しなければならない（同法第271条の3第1項）
 - ・ その場合、裁判所は、弁護人に対し、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない（同条第2項）
- 検察官は、前記の条件を付して起訴状の謄本を送達する措置によっては、当該措置に係る者等の名誉等が著しく害されること又は当該措置に係る者若しくはその親族に対する加害行為等を防止できないおそれがあると認めるときは、
 - ・ 裁判所に対し、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本ではなく、「起訴状抄本等」を提出することができる（同条第3項）
 - ・ その場合、裁判所は、弁護人に対し、「起訴状抄本等」を送達しなければならない（同条第4項）
- 裁判所は、起訴状における個人特定事項の秘匿措置をとった場合において、当該措置により被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあると認めるとき等においては、被告人又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被告人又は弁護人に通知する旨の決定をしなければならない（同法第271条の5第1項及び第2項）

などの規定が整備された。

また、訴因変更等請求手続についても、検察官は、必要と認めるときは、裁判所に対し、被告人に送達するものとして、訴因変更等請求書面の謄本ではなく、「訴因変更等請求書面抄本等」を提出することにより、個人特定事項の秘匿措置をとることを求めることができる（同法第312条の2第1項及び第2項）などの規定が整備された。

イ 起訴状等における秘匿措置の対象となる事項は、逮捕手続における秘匿措置の対象となる事項と同様である。

「起訴状抄本等」における「公訴事実」においては、犯罪事実が特定されている必要がある（同法第271条の2第3項）、その特定が

されていない場合には、公訴棄却の判決がなされ得る。

(4) 証拠開示における個人特定事項の秘匿措置

刑事訴訟法第299条第1項により、検察官は、証人等の尋問を請求するについては、あらかじめ、その氏名及び住居を知る機会を、証拠書類等の取調べを請求するについては、あらかじめ、これを閲覧する機会を、それぞれ弁護人又は被告人に与えなければならないこととされ、改正前の刑事訴訟法第299条の4においては、これらの機会を与えるべき場合において、当該証人等若しくは供述録取書等の供述者又はその親族に対する加害行為等がなされるおそれがあると認めるときに、証人等又は供述録取書等の供述者の氏名又は住居の秘匿措置をとることができることとされていたところ、前記(3)の起訴状等における個人特定事項の秘匿措置がとられた場合には、前記各機会を与えるべき場合において、

- 氏名又は住居に限定せず、当該個人特定事項について、秘匿措置をとることができる
- 秘匿措置の対象者又はその親族に加害行為等がなされるおそれがあると認めるときに限定せず、その者がいわゆる性犯罪の被害者であるときや、その者等の名誉等が著しく害されるおそれがあると認めるときについても、当該個人特定事項の秘匿措置をとることができる

などの規定が整備された（改正後の刑事訴訟法第299条の4第2項、第4項、第5項、第7項、第9項及び第10項）。

(5) 裁判書等における個人特定事項の秘匿措置

刑事訴訟法第46条により、被告人その他訴訟関係人は、裁判書等の謄本又は抄本の交付を請求することができることとされているところ、前記(3)の起訴状等における個人特定事項の秘匿措置がとられた場合には、裁判所は、

- 当該措置に係る個人特定事項が改正後の刑事訴訟法第271条の2第1項第1号又は第2号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、
 - ・ 弁護人に対し、裁判書等の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定し、

又は

- ・ 弁護人や被告人等に対し、裁判書等の抄本であって当該個人特定事項の記載がないものを交付する

ことができる（同法第271条の6第3項から第5項まで、第312条の2第4項）

などの規定が整備された。

また、これに併せて、起訴状等における個人特定事項の秘匿措置がとられていない場合であっても、

- 証拠開示における氏名又は住居の秘匿措置（同法第299条の4等）に係る者又はその親族に対する加害行為等がなされるおそれがあると認める場合において、相当と認めるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときを除き、

- ・ 弁護人に対し、裁判書等の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る氏名若しくは住居を被告人に知らせはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定し、

又は

- ・ 弁護人若しくは被告人等に対し、裁判書等の抄本であって当該氏名若しくは住居の記載がないものを交付する

ことができる（同法第299条の6第3項から第5項まで）

などの規定が整備された。

第2 運用上の留意事項

1 「必要と認めるとき」について

逮捕手続、勾留手続、鑑定留置手続又は起訴状若しくは訴因変更等請求書面における個人特定事項の秘匿措置の請求等は、「必要と認めるとき」にすることができる」とされているところ、被疑者又は被告人が犯罪被害者等の知人であるなどの理由により、その氏名等の個人特定事項を知っている場合であっても、直ちに「必要と認めるとき」に該当しないこととなるものではなく、例えば、被疑者又は被告人が氏名の一部を知っているにとどまる場合、氏名の漢字表記を知らない場合、氏名は知っているものの住所は知らない場合等には、「必要と認めるとき」に該当し得ることに留意されたい。

また、先行する手続において個人特定事項の秘匿措置がとられていない場合であっても、直ちに「必要と認めるとき」に該当しないこととなるものではなく、例えば、被疑者又は被告人が、先行する逮捕手続等において

明らかにされた個人特定事項の全部を記憶していると認められない場合には、なお「必要と認めるとき」に該当し得ることに留意されたい。

- 2 「被疑者（被告人）の防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」について
勾留手続、鑑定留置手続又は起訴状若しくは訴因変更等請求書面における秘匿措置に係る個人特定事項の全部又は一部を通知する裁判は、「被疑者（被告人）の防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」があると認めるとき等になされることとされているところ、例えば、弁護人に対して個人特定事項が明らかにされている場合においては、弁護人が当該個人特定事項を知っているのみでは足りず、これを被疑者（被告人）自身を知ることができないとその防御に実質的な不利益が生ずるおそれが認められる場合に、「被疑者（被告人）の防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」が認められ得る。

また、防御に実質的な不利益を生ずる「おそれ」は、一般的・抽象的なものでは足りず、具体的なものでなければならない。

- 3 公開の法廷における被害者特定事項又は証人等特定事項の秘匿措置との関係について

起訴状又は訴因変更等請求書面における個人特定事項の秘匿措置を求めた場合であっても、起訴状又は訴因変更等請求書面の朗読の場面において当該個人特定事項を秘匿するためには、別途、公開の法廷における被害者特定事項又は証人等特定事項の秘匿の決定（刑事訴訟法第290条の2、第290条の3）が必要となることに留意されたい。

- 4 改正後の刑事訴訟法第271条の4の上訴審への準用について

改正後の刑事訴訟法第271条の4においては、被告人に送達するものとして「起訴状抄本等」の提出があった後に弁護人が選任されたときは、

- 裁判所は、検察官にその旨を通知し（同条第1項）、
- 原則として、当該通知を受けた検察官は、弁護人に送達するものとして、起訴状の謄本を提出し（同条第2項）、その提出を受けた裁判所は、弁護人に対し、起訴状における秘匿措置に係る個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付して起訴状の謄本を送達しなければならない（同条第3項）

などとされているところ、同条は、控訴審及び上告審に準用される（同法第404条、第414条）。

そして、弁護人の選任は、審級ごとになされる（同法第32条第2項）ため、裁判所から上訴審における弁護人の選任の通知を受けた検察官は、当該弁護人が原審の弁護人と同一である場合も含め、当該弁護人に送達す

るものとして、改めて起訴状の謄本又は「起訴状抄本等」を提出しなければならないことに留意されたい。

5 改正前の刑事訴訟法第299条の4による証拠開示における氏名又は住居の秘匿措置がとられた場合について

刑事訴訟法第299条の4第1項については、改正法による改正はなく、また、改正前の刑事訴訟法第299条の4第2項から第4項までは、いわゆる「項ずれ」により、それぞれ改正後の刑事訴訟法第299条の4第3項、第6項及び第8項とされ、それに伴う形式的修正が行われたものの、内容に実質的な変更はない。

そのため、令和6年2月15日より前に改正前の刑事訴訟法第299条の4第1項から第4項までによる氏名又は住居の秘匿措置がとられた場合であっても、改正後の刑事訴訟法において、同法第299条の4第1項、第3項、第6項又は第8項による氏名又は住居の秘匿措置がとられたものとして、同日以降、同法第299条の6による裁判書等における氏名又は住居の秘匿措置（前記第1の2(5)参照）等をとることができることに留意されたい。

6 その他参考事項

改正法附則第1条第4号に掲げる規定に関し、令和5年12月25日、刑事訴訟規則等の一部を改正する規則(令和5年最高裁判所規則第10号)が公布され、令和6年2月15日から施行される。

同規則による改正後の刑事訴訟規則においては、

- 被疑者又は弁護人に対する勾留状の謄本又は「勾留状に代わるもの」の謄本の交付
- 略式命令における個人特定事項の秘匿措置等に関する規定が整備されたため、留意されたい。

第3 衆議院及び参議院における附帯決議について

改正法の国会審議に際して、別紙1及び別紙2のとおり、衆議院法務委員会及び参議院法務委員会において附帯決議がなされているので、留意されたい。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする事。
- 二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努める事。
- 三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずる事。
- 四 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されないよう、制度の趣旨を周知する事。
- 五 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努める事。
- 六 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努める事。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 位置測定端末の規格の設定等に当たっては、位置測定端末を装着していることができるだけ外部から目立たず、身体の動きを極力妨げないものとする等、保釈中の被告人のプライバシーの保護及び行動の自由等に十分に配慮したものとする事。
- 二 位置測定端末を装着した被告人の所在禁止区域への立ち入り等が発生した場合に、迅速に状況を確認し、勾引をすることができるよう、十分な訓練の実施や関係機関との連携体制の確立等に努める事。
- 三 保釈中の被告人に係る端末位置情報を表示して閲覧することができる者及び閲覧することができる場合を限定した趣旨に鑑み、閲覧設備の運用に当たっては、端末位置情報が漏出することがないように適切な措置を講ずる事。
- 四 位置測定端末装着命令を受けた被告人の数や装着を終了した人数等、位置測定端末装着命令制度の概括的な運用状況を公表する事。
- 五 位置測定端末装着命令制度について、その対象範囲を、被告人の国外逃亡を防止するために真に必要があると認められるとき以外に拡大しないよう厳格に運用する事。
- 六 監督者を選任して行う保釈については、監督者として選任される者にとって過度の負担にならないよう留意するとともに、監督者を得られないことを理由として保釈される場合が限定されないよう、制度の趣旨を周知する事。
- 七 本改正における逃亡防止措置の新設の趣旨を踏まえ、被告人や刑が確定した者等の身柄の確保及び護送等の場における逃亡防止に万全を期すとともに、必要な体制の整備に努める事。
- 八 犯罪被害者等の氏名等の情報秘匿制度の運用に当たっては、性犯罪の被害者等の権利の保護という目的の実現を図るとともに、公判における被告人の防御に実質的な不利益が生ずることがないように、被害者側及び被告人側の双方の権利に十分に配慮するよう努める事。